

会議時点の内容につき、実際の募集要領とは内容が異なります。

公共施設の低利用時間帯の有効活用に関する利用者募集要領

平成 27 年 1 2 月 1 日公表

1 利用者募集の趣旨

公共施設は、それぞれが異なる行政目的により建設され、一義的には、目的達成のための使用が優先されています。しかし、このことは、特に夜間において非効率な利用となり、結果として、税負担の増加を招いています。

そこで、市民福祉の向上とあわせて、公共施設にかかるコストの軽減を図ることが可能か否かについて検証するため、利用が少ない夜間の時間帯において、利用者がその事業の参加者から参加に係る対価を得ることを妨げない定期利用を認めることについて、試行的に実施します。

2 対象となる施設

対象となる施設（部屋）は、次表のとおりです。位置及び建物の内部については、4 ページ以降の図及び 8 ページの施設写真を参照してください。

【対象施設（部屋）】

施設名	階	部屋名	利用可能時間	定員	休館日
保健福祉センター	2	第2会議室	17:00～22:00	16名	12/29～1/3
曲松児童センター	3	会議室B	17:00～22:00	18名	12/29～1/3 第2月曜日
	2	創作活動室	17:15～22:00	18名	
	1	遊戯室	17:15～22:00	70名	

- ※ 1 保健福祉センターのセンターフェスティバル（年 1 回）及び電気点検日（年 1 回）の日は全館閉館となり、利用することができません。
- ※ 2 曲松児童センターに駐車場はありません。
- ※ 3 両施設とも、選挙の投票日及びその前日は利用することができません。また、曲松児童センターは、期日前投票の期間は利用することができません。

3 利用内容

利用の内容は、次の各号に掲げる条件を満たすものとしてください。

- (1) 提案の対象施設（部屋）において、市民の学習や教養等の向上のための講座、教室、塾等を実施するものであること。なお、この場合において、主催者が参加者（受講者）から参加（受講）に係る対価を得ることを妨げるものではありません。
- (2) 提案の対象施設（部屋）において、一定期間（ただし、今回の試行は 1 年以内）において定期的に実施するものであること。

- (3) 使用料（後述）の負担を踏まえた運営が行えるものであること。
- (4) 商品等の販売又は会員への勧誘等を主目的とする利用と認められるものではないこと。
- (5) 政治及び宗教目的での利用並びに公序良俗に反する利用と認められるものではないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公共施設の持つ高規範性に反する利用と認められるものではないこと。

4 使用料

使用料は、1 時間あたり次に掲げる額とします。ただし、使用する時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とみなします。

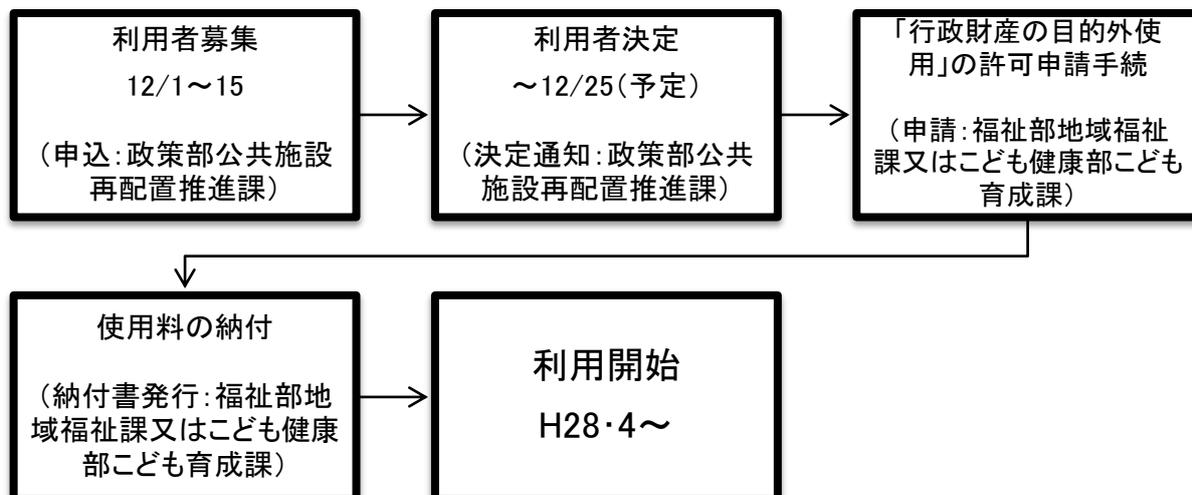
施設名	階	部屋名	使用料(1時間あたり)
保健福祉センター	2	第2会議室	1,500 円
曲松児童センター	3	会議室B	1,000 円
	2	創作活動室	
	1	遊戯室	1,500 円

5 申し込みの方法

- (1) 様式（9 ページ）に必要事項を記入し、郵送、メール又は FAX により平成 27 年 12 月 15 日（火）午後 5 時までに提出してください。
 なお、メール又は FAX を送信された場合は、秦野市政策部公共施設再配置推進課（電話 0463-82-5122）へ受信の確認をしてください。
- (2) 利用者の決定にあたっては、利用内容について審査を行います。この場合において、利用内容に関する追加資料の提出や、ヒアリングへの出席を依頼することがあります。詳細については、申し込み後に個別にお知らせいたします。
- (3) より多くの方に施設を有効活用していただくため、利用する施設や曜日、時間帯が他の利用申込者と重複した場合は、申し込みの内容以外に利用が可能な施設や曜日、時間帯についてお尋ねすることがあります。

6 今後の事業の流れ(予定)

今後の事業の流れ(予定)については、次の図を参照してください。



7 注意事項

- (1) 本市の都合により、有効活用の事業が中止となる場合もあります。この場合において、本市は、利用申込者が被ったいかなる損失も補償しませんので、利用者の決定までは、生徒募集などに当たって御注意ください。
- (2) 利用に当たっては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく「行政財産の目的外使用許可を行います。許可を受けた後であっても、同条第 9 項に基づき、本市が公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可の一部又は全部を取り消す場合があります。」この場合においては、利用者が被ったいかなる損失も補償しません。
- (3) 使用料は、「行政財産の目的外使用許可」を受けたのち、利用を開始する日までに、許可を受けた期間に係る使用料を本市が発行する「納入通知書兼納付書」により、指定する金融機関の窓口で納付してください。なお、本市が許可の条件に違反する行為があると認め、その許可の一部又は全部を取り消す場合においては、一度納付した使用料の還付は行いません。

8 申込書の提出及び問い合わせ

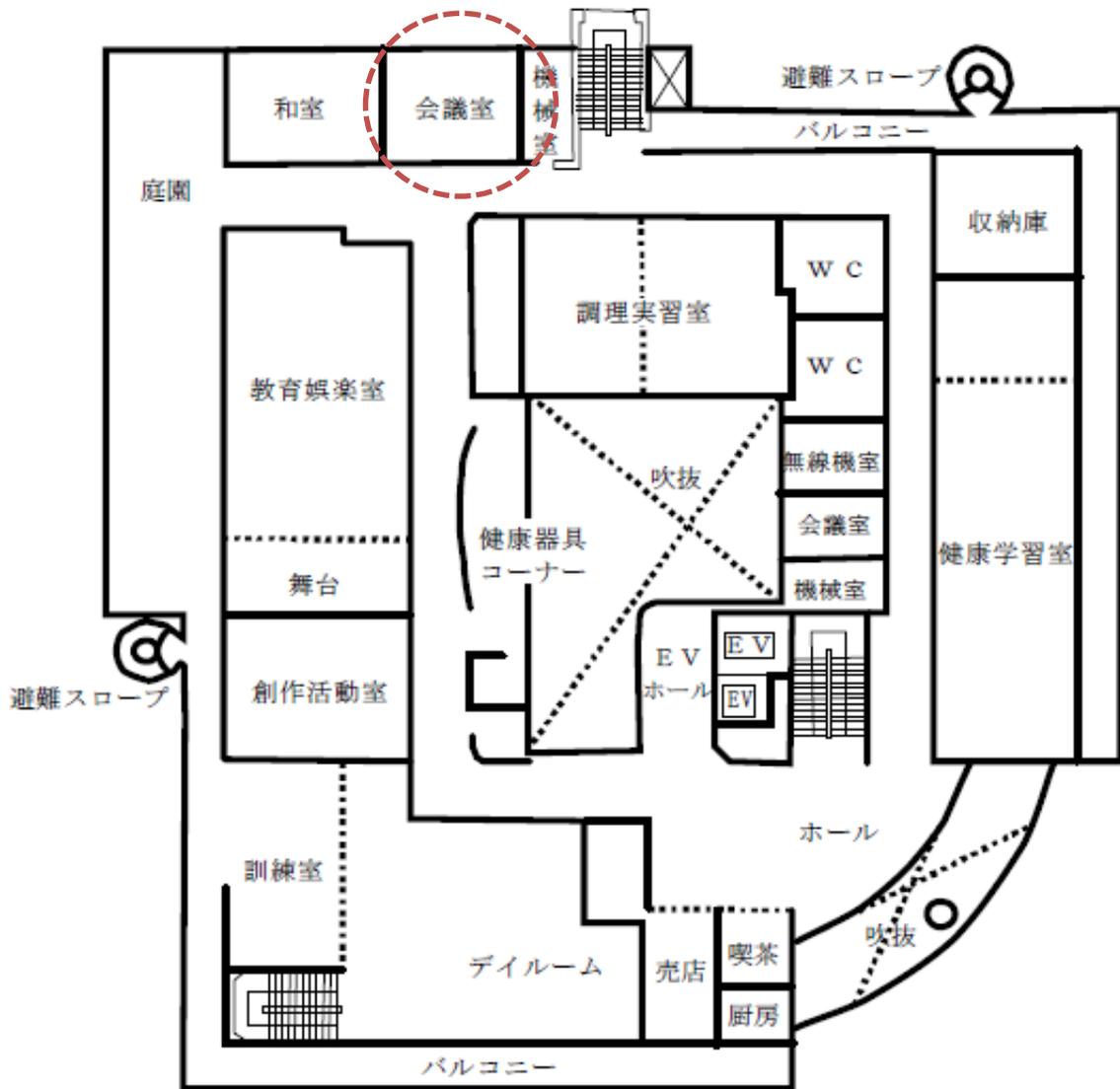
秦野市政策部公共施設再配置推進課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

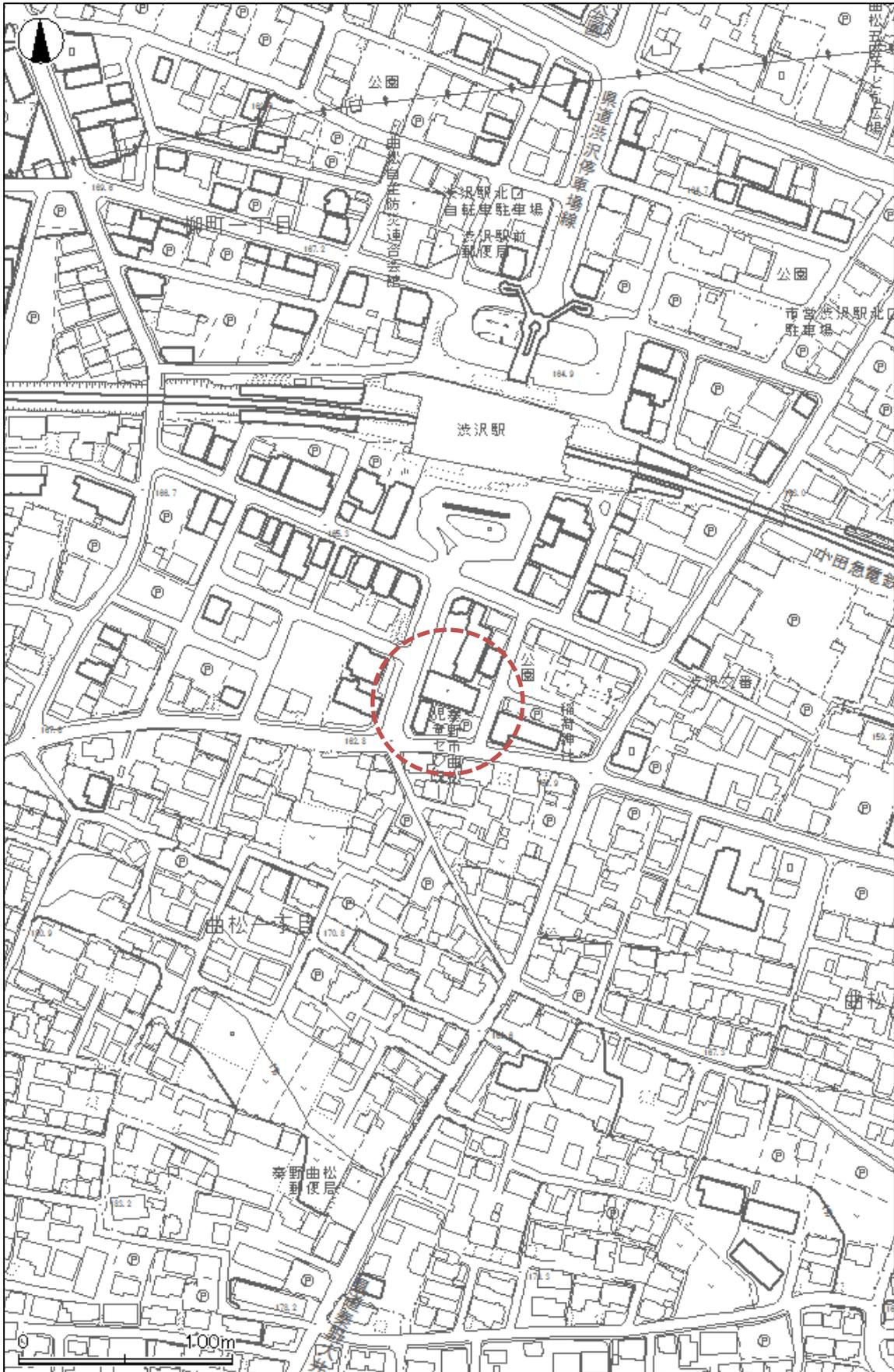
Tel0463-82-5122(直通) Fax0463-84-5235

Mail : koukyousisetu@city.hadano.kanagawa.jp

【保健福祉センター 2 階平面図】

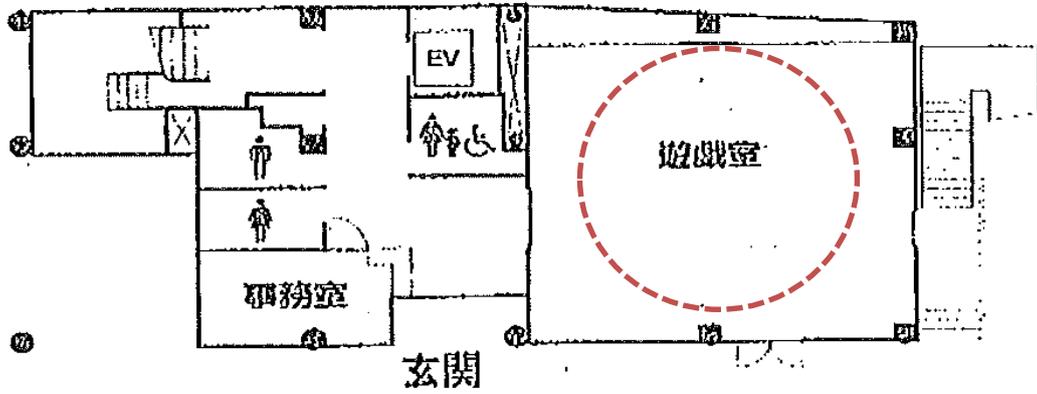


【曲松児童センター位置図】

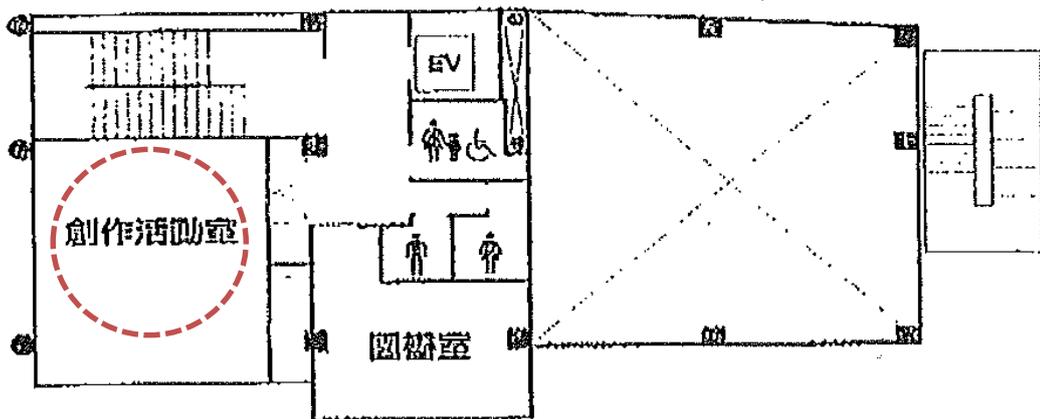


【曲松児童センター 1・2・3 階平面図】

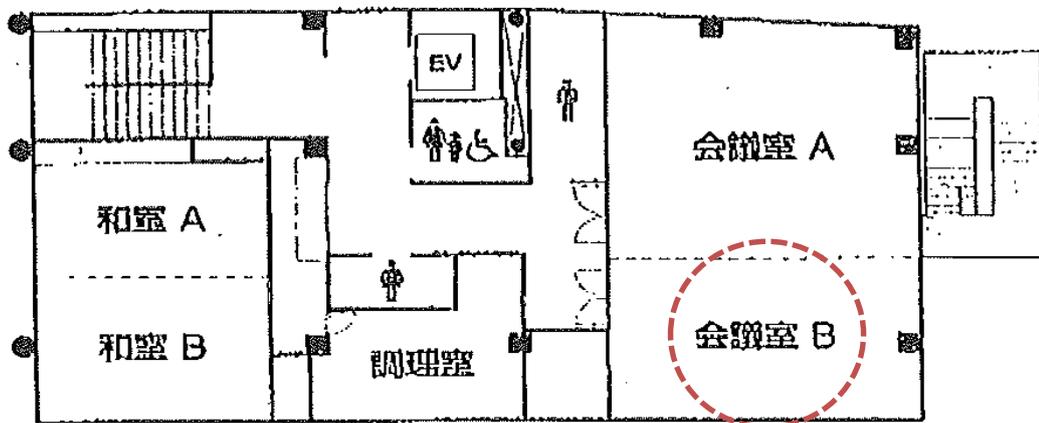
1 階



2 階



3 階



(参考) 施設写真



保健福祉センター 第 2 会議室



曲松児童センター 会議室 B



曲松児童センター 創作活動室



曲松児童センター 遊戯室

【様式】

公共施設の低利用時間帯の有効活用 申込書

あて先：秦野市長

提 出 日	平成 年 月 日
利 用 者 名 ・ 法 人 名	
担 当 者 名 ・ 所 属 (法 人)	
利 用 者 住 所	
連 絡 先 電 話 番 号	
連 絡 先 メール ア ド レ ス	
利 用 内 容	(記 入 例 : ○ ○ を 対 象 と し た ○ ○ 教 室 の 実 施)
利 用 希 望 施 設 (部 屋) (希 望 す る 施 設 に レ 印)	<input type="checkbox"/> 保健福祉センター (第 2 会 議 室) <input type="checkbox"/> 曲松児童センター (会 議 室 B) <input type="checkbox"/> 曲松児童センター (創 作 活 動 室) <input type="checkbox"/> 曲松児童センター (遊 戯 室)
利 用 希 望 期 間	最低 月 間 ・ 年 間
利 用 希 望 曜 日 ・ 時 間 帯	<input type="checkbox"/> 月 時 分 ~ 時 分
	<input type="checkbox"/> 火 時 分 ~ 時 分
	<input type="checkbox"/> 水 時 分 ~ 時 分
	<input type="checkbox"/> 木 時 分 ~ 時 分
	<input type="checkbox"/> 金 時 分 ~ 時 分
	<input type="checkbox"/> 土 時 分 ~ 時 分
	<input type="checkbox"/> 日 時 分 ~ 時 分
	<input type="checkbox"/> どの曜日でも可 (週 回) 時 分 ~ 時 分
想 定 す る 生 徒 ・ 参 加 者 数	
想 定 す る 月 謝 ・ 授 業 料 等	
備 考	

※ 太枠内をすべて記入し、メール又は FAX で提出してください。